

「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対する日本貿易会意見

一般社団法人日本貿易会
財務委員会

財務省は、内外の資金の流れをよりの確に幅広く把握する観点等から、非居住者が本邦不動産を取得した際に行う事後報告の対象範囲を変更する改正を行うに当たり、標記意見募集を2025年12月16日に公表した。

これを受け、財務委員会では、法制度改正に反対するものではないものの、幅広く事業会社、子会社を保有する商社という業態の特性を踏まえ、以下の意見をとりまとめ、2026年1月14日に財務省に提出した。

該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
(別紙1)1.②対外投資として報告されるべき事項の別表第一への追加 (別紙2)省令案P.8-9 別表第一 国際収支項目番号	本改正案自体に異議を述べるものではありませんが、本改正案の導入に際しては、右記の企業側の負担を十分配慮いただくとともに、改正案の内容(用語の定義を含む)を明瞭簡潔に整理したガイドライン等の作成や、省庁側からの周知努力を要望致します。	総合商社という業態柄、国内・海外に直接の資本関係がない兄弟会社が多数存在しており、それらの間で様々な取引を行っております。例えば、当会会員企業A社の場合、本改正に伴い従来と異なる対応が必要となる会社数は、 ・対外投資に係る外国関連企業の内、改正案の「ト、チ、リ」に該当するものが700社超 ・報告者となる「居住者」に該当するものが500社超(内、A社の経営関与度が低い出資比率10%以上20%未満が100社超)となりますが、これらのグループ会社に対して改正案の内容と、それを踏まえた適時適切な報告を周知させることは甚大な作業負担を要します。